

1 貿易の自由化

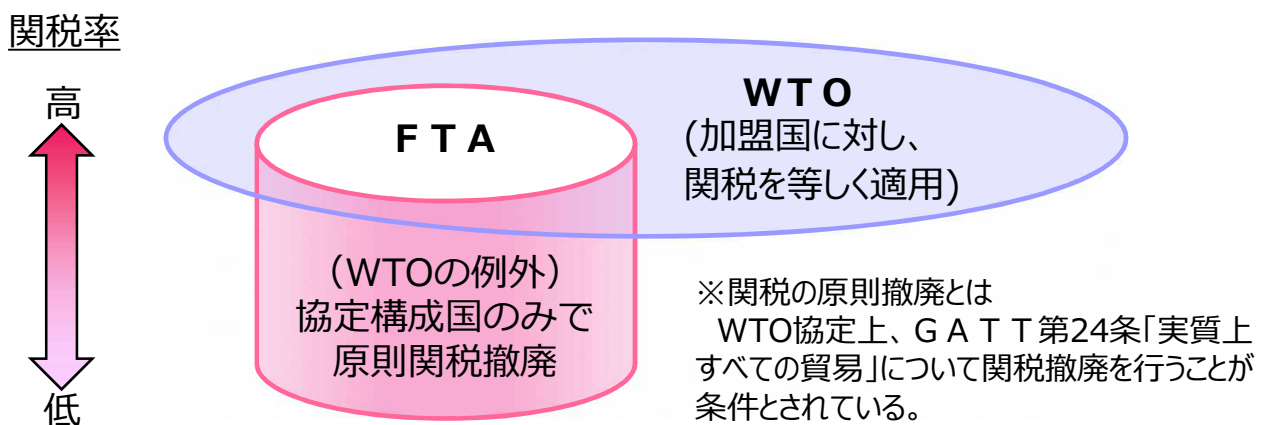
第二次世界大戦後、各国による保護主義的な貿易政策を防止するルールを定めたGATT(ガット：関税及び貿易に関する一般協定)が、昭和22年(1947年)に発足しました。

平成6年(1994年)、GATTの下でウルグアイ・ラウンド交渉が妥結し、WTO(世界貿易機関)の設立が合意され、翌年、WTOが物品以外にもサービスや投資の貿易ルールを取り扱う国際機関として設立されました。

現在、WTOには164の国と地域が加盟し、全ての加盟国に対して同じ関税を適用する貿易自由化を推進しています。

これに対し、EPA(経済連携協定)やFTA(自由貿易協定)は、二カ国間(又は数カ国間)で取決めを行うものです。

■ WTOとFTA



■ EPAとFTA

経済連携協定 (EPA) (Economic Partnership Agreement)

協定構成国間での、物やサービスの貿易自由化だけでなく、知的財産の保護、競争政策、協力の促進等幅広い分野を含む協定

自由貿易協定 (FTA) (Free Trade Agreement)

協定構成国のみを対象として、物やサービスの貿易自由化を行う協定

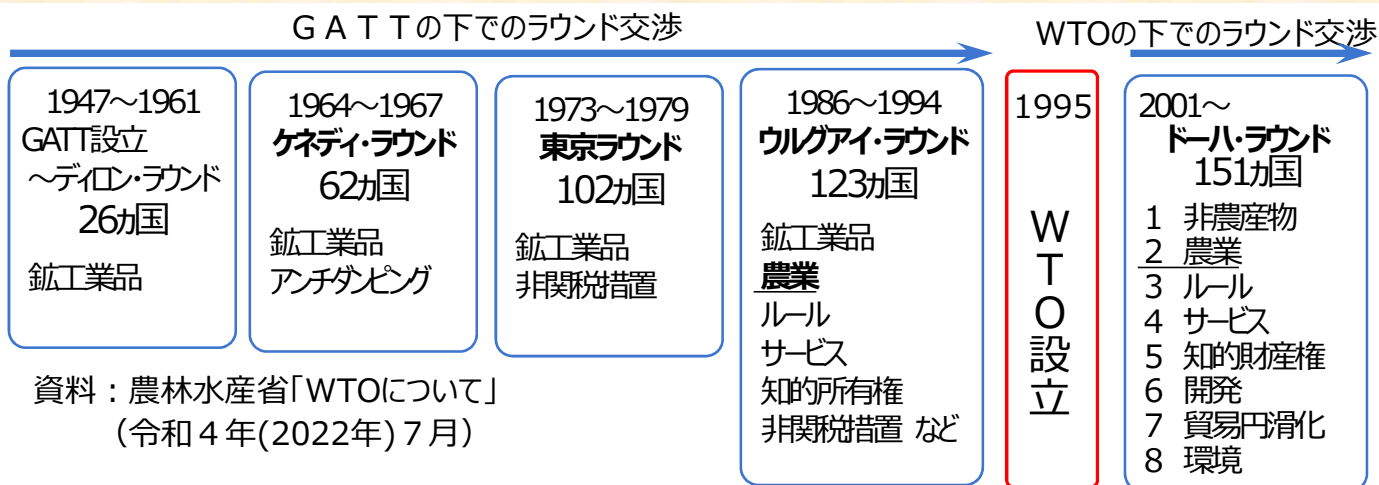
資料：農林水産省「経済連携交渉の状況について」(令和5年(2023年)1月)

2 WTO交渉

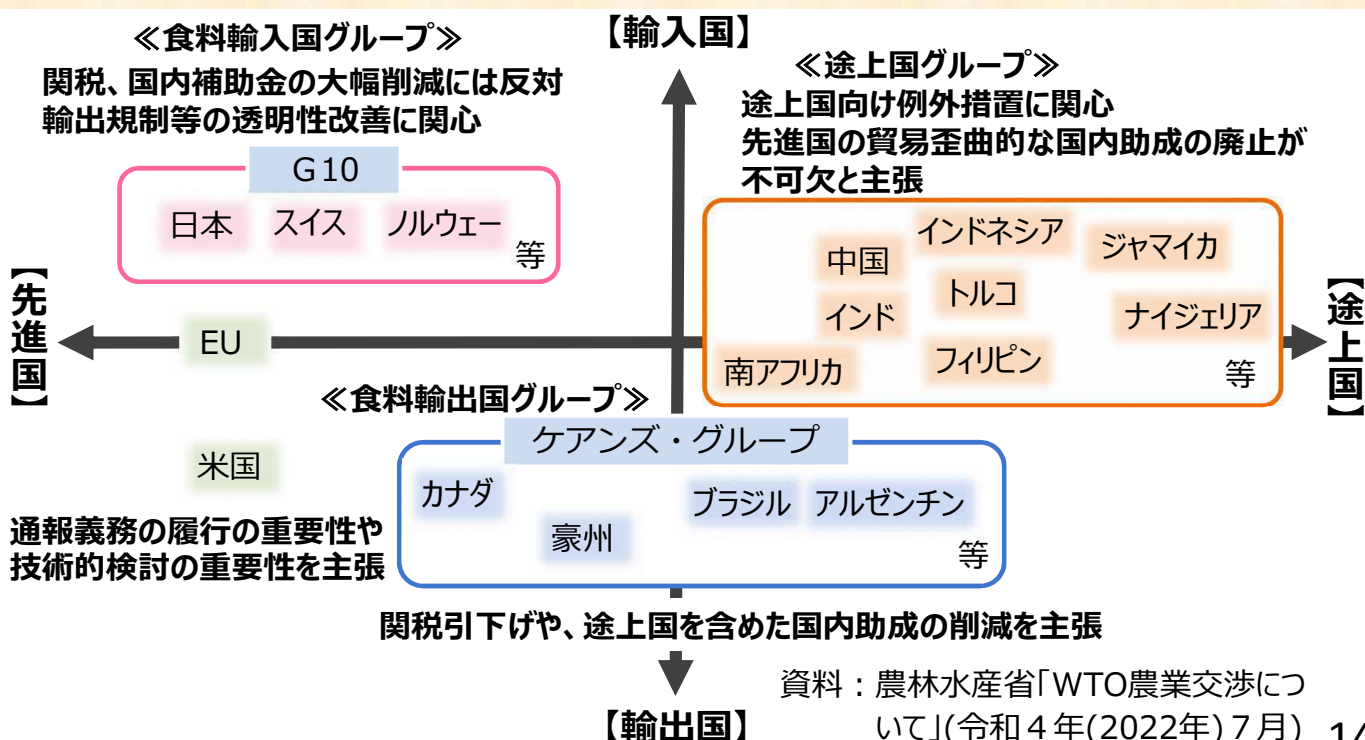
WTOでは、全ての加盟国の合意によって意思決定するコンセンサス方式により、貿易自由化交渉(ラウンド)が行われています。

平成13年(2001年)に開始されたドーハ・ラウンド交渉は、農業交渉も含めて交渉開始から20年経過しても終結のメドがたたず、令和6年(2023年)2月に開催された第13回WTO閣僚会議においても、農業分野の作業計画については合意に達せず、議論は継続となっています。

■ ラウンドの経過



■ 交渉をめぐる主要国・グループの立場

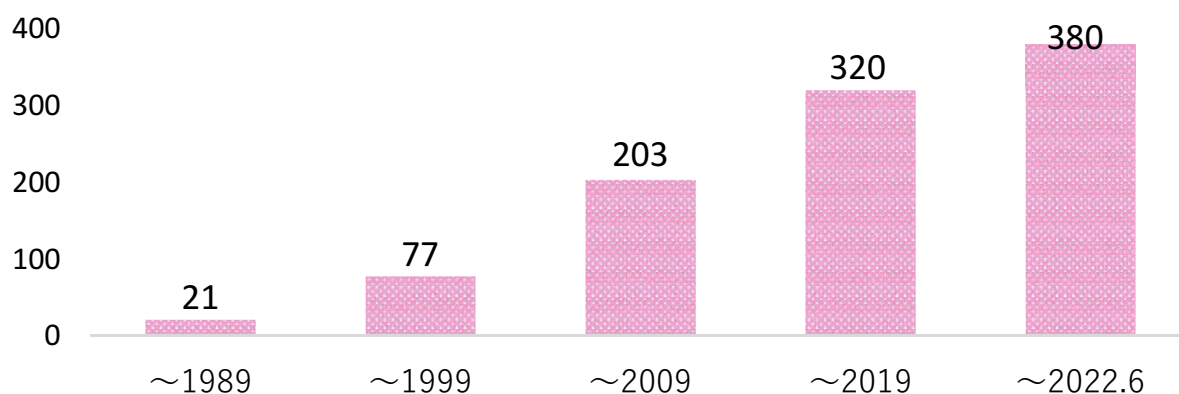


3 EPA・FTAの状況

世界のグローバル化が進み、国と国との関係が一層密接となっていることや、ドーハ・ラウンド交渉がこう着状態となっていることなどから、1990年代以降、EPAやFTAの締結が急速に増加しています。

我が国では、これまで24の国や地域との間で21の経済連携協定（EPA・FTA）等が発効済・署名済となっています。

■ 世界のEPA・FTA発効件数の推移(累積)



資料：農林水産省「経済連携交渉等の状況について」（令和5年(2023年)1月）をもとに作成

■ 我が国のEPA・FTAの状況

区分	相手国等
発効済・署名済(21)	シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN全体、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪州、モンゴル、TPP12（署名済）、CPTPP、日EU・EPA、米国、英国、RCEP* 1
交渉中(3)	トルコ、コロンビア、日中韓、GCC(2024年に交渉再開予定)* 2
その他(交渉中断中)	韓国、カナダ

* 1 RCEP：地域的な包括的経済連携。ASEAN10カ国、豪州、中国、日本、韓国、ニュージーランドが協定署名国

* 2 GCC：湾岸協力理事会。加盟国はバーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア及びアラブ首長国連邦

資料：外務省HP「我が国の経済連携協定（EPA/FTA）等の取組」（令和5年(2023年)12月現在）を基に作成

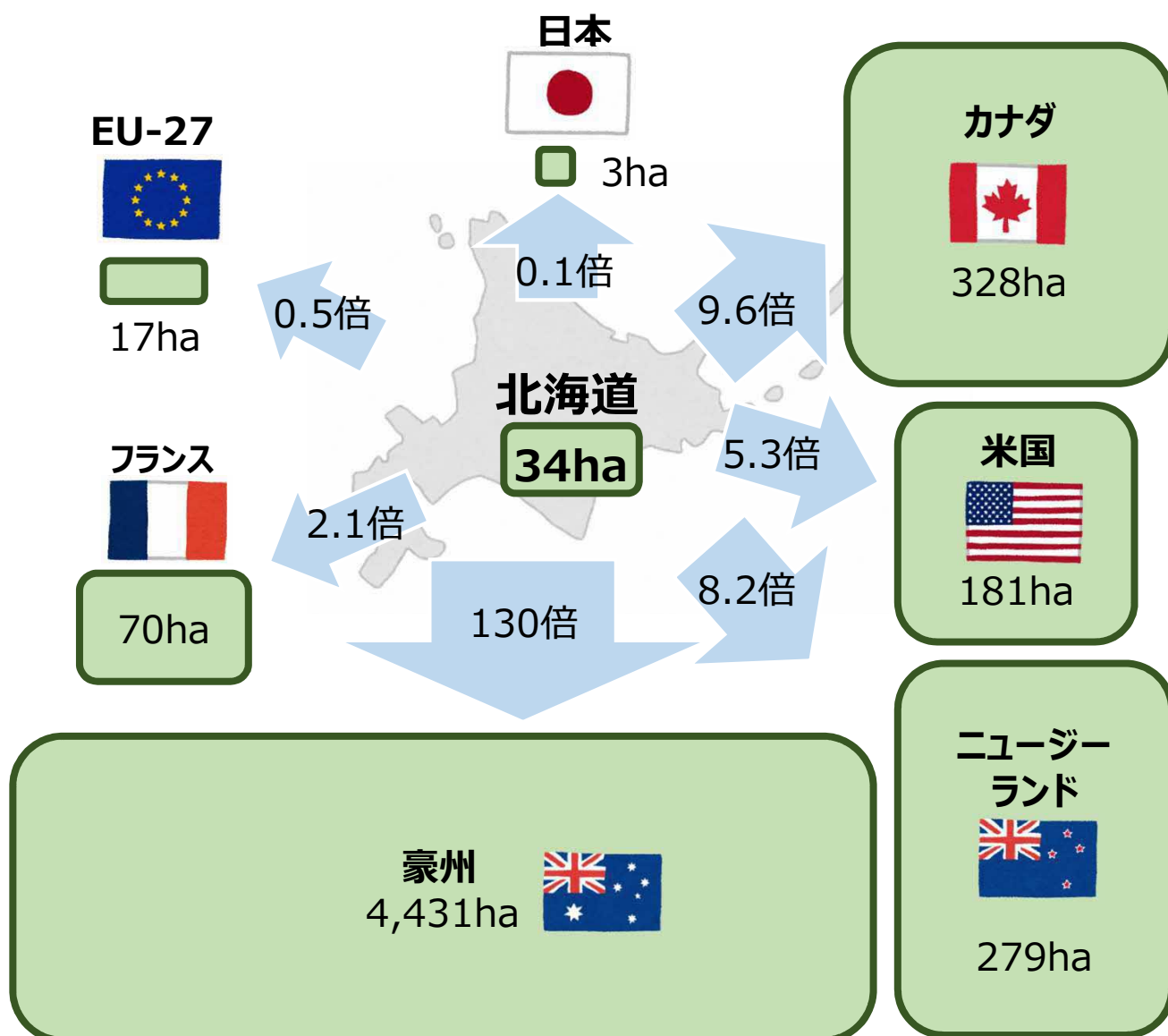
4 関税について

日本と海外の経営面積を比べると、米国は北海道の5倍、豪州では130倍の規模で、生産性に大きな格差が存在しています。

関税は、こうした国産品と輸入品との競争力の格差を補正する重要な手段であり、WTOでも認められている正当な措置です。

我が国では、国内産業の状況等を踏まえた長期的観点から、内外価格差や真に必要な保護水準を勘案して設定される基本税率のほか、WTO加盟国・地域に対して約束しているWTO協定税率、経済連携協定に基づくEPA税率などが適用されています。

■ 各国の平均農業経営面積（倍率は北海道との比較）



資料：農林水産省「第97次農林水産省統計表」（令和6年(2024年)1月）、令和5年農業構造動態調査結果(令和5年(2023年)2月1日現在)から作成

□ WTO協定に基づく主な農産物の関税率等

品目	概要
米	枠内：無税 国家貿易により国が一元的に輸入 ・WTO枠数量：77万玄米トン 輸入価格＋マークアップ(上限292円/kg) ・ミニマムアクセス(MA：最小輸入量)米の輸入 枠外：341円/kg
小麦	枠内：無税 国家貿易により国が一元的に輸入 ・WTO枠数量：574万トン 輸入価格＋マークアップ(上限45.2円/kg) 枠外：55円/kg
砂糖	粗糖：71.8円/kg(上限値、調整金※を含む。) 精製糖：103.1円/kg(上限値、調整金※を含む。) ※ 安価な輸入粗糖から調整金を徴収し、これを財源として国内生産を維持(糖価調整制度)
でん粉	枠内：無税＋調整金(糖化・化工でん粉用) 16%、25%(糖化・化工でん粉用以外) ・WTO枠：約束数量16.7万トン (各種でん粉等を対象に横断的に設定) ・糖価調整制度により糖化・化工でん粉用は調整金を徴収 枠外：119円/kg
牛肉	38.5% (ウルグアイ・ラウンドにおける関係国との協議の結果、WTO協定税率の50%よりも低い暫定税率を設定) ・セーフガードの設定※ 冷蔵・冷凍の各々について、各四半期末までの累計輸入量が発動基準数量(前年度同期の輸入量の117%)を超えた場合、関税率は譲許水準である50%に戻される。

II. 国際貿易交渉

品目	概要
豚肉	<p>・差額関税制度 524円/kg < 輸入価格のとき 4.3% 524円/kg ≥ 輸入価格のとき 546.53円と輸入価格の差額 64.53円/kg ≥ 輸入価格のとき 482円/kg</p> <p>〔※ 差額関税制度 輸入品の価格が低いときは、基準輸入価格に満たない部分を関税として徴収して国内養豚農家を保護する一方、価格が高いときには、低率な従価税を適用することにより、関税負担を軽減し、消費者の利益を図る仕組み〕</p> <p>・セーフガードの設定※ 各四半期末までの累計輸入量が、発動基準数量(前3か年度同期の平均輸入量の119%)を超えた場合、基準輸入価格が譲許水準に戻される。</p>
牛乳 乳製品	<p>バター、脱脂粉乳等は、国家貿易枠及び民間貿易の関税割当枠を設定 枠内税率は低水準の関税(一次税率)を適用、枠外輸入については、高水準の関税(二次税率)を適用</p> <p>・WTO枠：約束数量13.7万トン(生乳換算) 対象品目：脱脂粉乳、バター、ホエイ等</p> <p>一次税率： バター 国貿 35% 民貿 35% 脱脂粉乳 国貿 25%、35% 民貿 無税、25%、35% ホエイ 国貿 25%、35% 民貿 無税、10%、25%、35%</p> <p>二次税率： バター 29.8% + 985円/kg、29.8% + 1,159円/kg 等 脱脂粉乳 396円/kg、21.3% + 396円/kg等 ホエイ 29.8% + 425円/kg、29.8% + 687円/kg</p> <p>チーズ等は、プロセスチーズ原料用で国産との抱き合わせを条件に無税の他、20～40%程度の関税水準</p>

資料：農林水産省「TPP11における品目ごとの農林水産物の影響について」
 (平成29年(2017年)12月)等を参考として作成

※牛肉と豚肉のセーフガードの設定については、日米貿易協定が発効したこと等を踏まえ、「関税暫定措置法」の一部改正により、令和2年(2020年)4月1日から措置しないこととされた(TPP等の協定対象国を除く)。

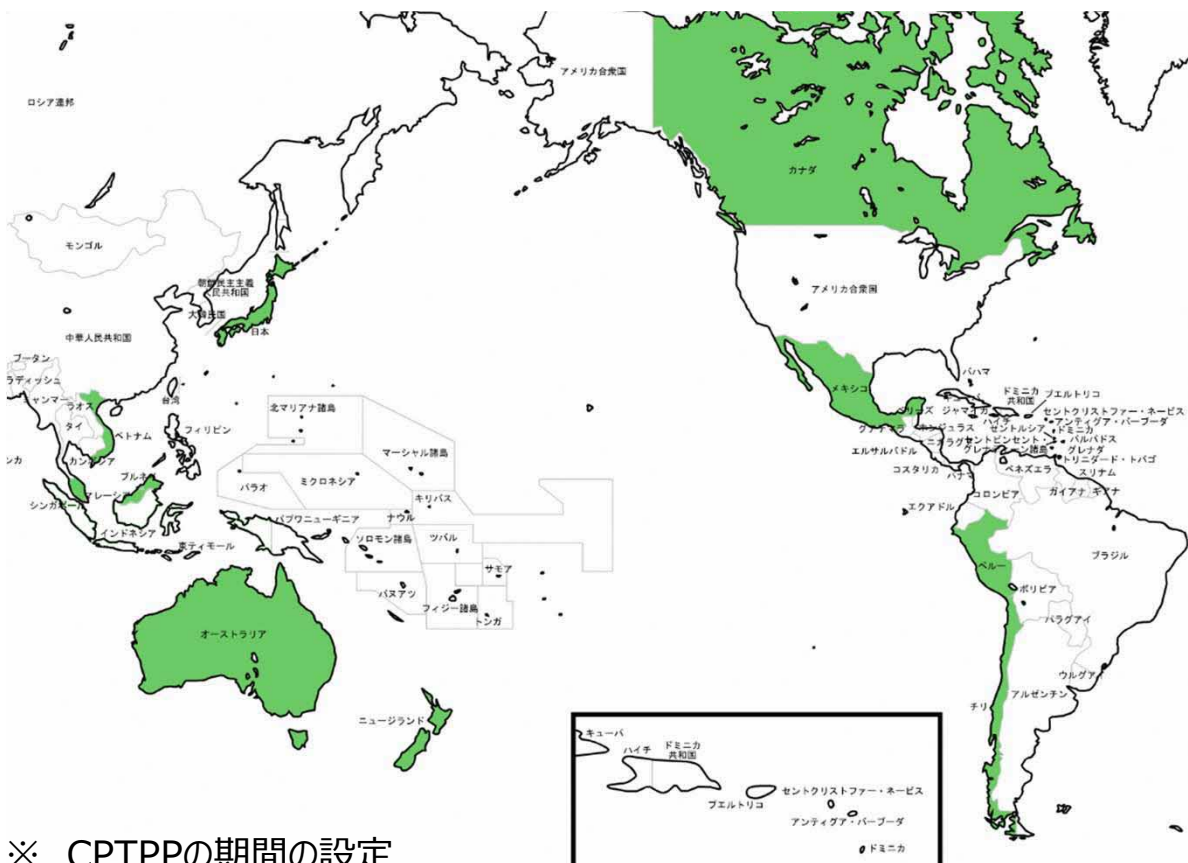
5 CPTPP

TPP(Trans-Pacific Partnership(環太平洋パートナーシップ))協定は、平成22年(2010年)3月に交渉が開始され、我が国は25年(2013年)7月から交渉に参加し、28年(2016年)2月には12か国で協定への署名が行われました。しかし、29年(2017年)1月に米国が離脱を表明したことから、11か国で協定の早期発効をめざして議論が重ねられ、CPTPPが同年11月に大筋合意し、30年(2018年)3月に署名が行われ、12月30日に発効しました。その後、令和5年(2023年)7月に英国の新規加入が決定。令和6年(2024年)2月現在で、中国、台湾、エクアドル、コスタリカ、ウルグアイ、ウクライナが新たに加入を申請しています。

■ 農林水産品の日本側関税撤廃率（品目数ベース）約82%

■ CPTPP参加国(発効国)（2024年2月現在）

豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド
ペルー、シンガポール、ベトナム



※ CPTPPの期間の設定

1年目：平成30年(2018年)12月30日～31年(2019年)3月31日

2年目以降：各年の4月1日～3月31日

□ CPTPPに基づく主な農産物の関税率等

■ 農畜産物の主な合意内容（日本への輸入）

品目名		合意の概要																							
米		<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の国家貿易制度及び枠外税率(341円/kg)を維持 ○ 既存のWTO枠(77万玄米トン)の外に、豪州にSBS(売買同時契約)方式の国別枠を設定 <p>【国別枠数量】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6年目 (R5年度)</th> <th>7年目 (6年度)</th> <th>8年目 (7年度)</th> <th>13年目 (12年度)以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豪州枠</td> <td>6,720t</td> <td>6,960t</td> <td>7,200t</td> <td>8,400t</td> </tr> </tbody> </table>				区分	6年目 (R5年度)	7年目 (6年度)	8年目 (7年度)	13年目 (12年度)以降	豪州枠	6,720t	6,960t	7,200t	8,400t										
	区分	6年目 (R5年度)	7年目 (6年度)	8年目 (7年度)	13年目 (12年度)以降																				
豪州枠	6,720t	6,960t	7,200t	8,400t																					
小麦		<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の国家貿易制度(無税+マークアップ(上限45.2円/kg))並びに枠外税率(55円/kg)を維持 ○ 既存のWTO枠(574万t)に加え、豪州、カナダに国別枠を新設(国家貿易・SBS方式)。新設枠の数量は7年目まで拡大 ○ 既存のWTO枠内のマークアップを9年目までに45%削減し、新設する国別枠内のマークアップも同じ水準に設定 <p>【国別枠数量・マークアップ（輸入差益）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6年目 (R5年度)</th> <th>7年目 (6年度)</th> <th>8年目 (7年度)</th> <th>9年目 (8年度)以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豪州枠</td> <td>48,000t</td> <td colspan="3">50,000t</td> </tr> <tr> <td>カナダ枠</td> <td>50,833t</td> <td colspan="3">53,000t</td> </tr> <tr> <td>マークアップ</td> <td>11.9円</td> <td>11.1円</td> <td>10.2円</td> <td>9.4円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	6年目 (R5年度)	7年目 (6年度)	8年目 (7年度)	9年目 (8年度)以降	豪州枠	48,000t	50,000t			カナダ枠	50,833t	53,000t			マークアップ	11.9円	11.1円	10.2円	9.4円
区分	6年目 (R5年度)	7年目 (6年度)	8年目 (7年度)	9年目 (8年度)以降																					
豪州枠	48,000t	50,000t																							
カナダ枠	50,833t	53,000t																							
マークアップ	11.9円	11.1円	10.2円	9.4円																					
甘味資源作物	砂糖	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の糖価調整制度を維持 ○ 高糖度(糖度98.5度以上99.3度未満)の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減 ○ 粗糖・精製糖は、新商品開発用試験輸入枠(500t)を設定(無税・無調整金) ○ 加糖調製品は、品目毎に関税割当枠(TPP枠)を設定(品目毎に6～11年目に枠数量を固定)、加糖ココア粉、ココア調製品などは段階的に関税削減 																							
	でん粉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の糖価調整制度及び枠外税率(119円/kg)を維持 ○ 現行の関税割当数量(16.7万t)の範囲内で関税割当枠(TPP枠)を設定(0.75万t) 																							

品目名	合意の概要																							
牛肉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期の関税削減期間(16年)を確保 ○ 輸入急増に対するセーフガードを確保 																							
	【関税率】																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準税率</th> <th>6年目 (R5年度)</th> <th>7年目 (6年度)</th> <th>8年目 (7年度)</th> <th>16年目 (15年度)以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税率</td> <td>38.5%</td> <td>23.3%</td> <td>22.5%</td> <td>21.6%</td> <td>9%</td> </tr> </tbody> </table>						区分	基準税率	6年目 (R5年度)	7年目 (6年度)	8年目 (7年度)	16年目 (15年度)以降	税率	38.5%	23.3%	22.5%	21.6%	9%						
	区分	基準税率	6年目 (R5年度)	7年目 (6年度)	8年目 (7年度)	16年目 (15年度)以降																		
	税率	38.5%	23.3%	22.5%	21.6%	9%																		
	【セーフガード発動数量・税率】																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6年目 (R5年度)</th> <th>7年目 (6年度)</th> <th>8年目 (7年度)</th> <th>16年目 (15年度)以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td>649,000t</td> <td>660,800t</td> <td>672,600t</td> <td>737,500t (以降11,800t/年ずつ増)</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td colspan="3">30.0%</td> <td>前年SG無:17.0% " 有:18.0%</td> </tr> </tbody> </table>						区分	6年目 (R5年度)	7年目 (6年度)	8年目 (7年度)	16年目 (15年度)以降	数量	649,000t	660,800t	672,600t	737,500t (以降11,800t/年ずつ増)	税率	30.0%			前年SG無:17.0% " 有:18.0%			
	区分	6年目 (R5年度)	7年目 (6年度)	8年目 (7年度)	16年目 (15年度)以降																			
	数量	649,000t	660,800t	672,600t	737,500t (以降11,800t/年ずつ増)																			
	税率	30.0%			前年SG無:17.0% " 有:18.0%																			
※11～15年目については、各年度内の四半期毎の発動数量も設定																								
※16年目及びその後の各年																								
①前年SGなし：前年-1.0% ②前年SGあり：前年と同じ																								
16年目以降、4年間連続で発動されない場合にはセーフガードは終了																								
豚肉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 差額関税制度を維持(分岐点価格524円/kgを維持) ○ 長期の関税削減期間(10年)を確保 ○ 輸入急増に対するセーフガードを確保 																							
	【関税率】																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準税率</th> <th>6年目 (R5年度)</th> <th>7年目 (6年度)</th> <th>8年目 (7年度)</th> <th>10年目 (9年度)以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従量税(最大) [安い部位]</td> <td>482円/kg</td> <td>66円/kg</td> <td>62円/kg</td> <td>58円/kg</td> <td>50円/kg</td> </tr> <tr> <td>従価税 [高い部位]</td> <td>4.3%</td> <td>0.9%</td> <td>0.7%</td> <td>0.4%</td> <td>無税</td> </tr> </tbody> </table>						区分	基準税率	6年目 (R5年度)	7年目 (6年度)	8年目 (7年度)	10年目 (9年度)以降	従量税(最大) [安い部位]	482円/kg	66円/kg	62円/kg	58円/kg	50円/kg	従価税 [高い部位]	4.3%	0.9%	0.7%	0.4%	無税
	区分	基準税率	6年目 (R5年度)	7年目 (6年度)	8年目 (7年度)	10年目 (9年度)以降																		
	従量税(最大) [安い部位]	482円/kg	66円/kg	62円/kg	58円/kg	50円/kg																		
	従価税 [高い部位]	4.3%	0.9%	0.7%	0.4%	無税																		
	【セーフガード発動数量・税率】																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6年目 (R5年度)</th> <th>7年目 (6年度)</th> <th>8年目 (7年度)</th> <th>10,11年目 (9,10年度)</th> <th>12年目 (11年度)以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">従量税</td> <td>数量※1</td> <td>102,000t</td> <td>114,000t</td> <td>126,000t</td> <td>150,000t</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td colspan="3">100円/kg</td> <td>70円/kg</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>						区分	6年目 (R5年度)	7年目 (6年度)	8年目 (7年度)	10,11年目 (9,10年度)	12年目 (11年度)以降	従量税	数量※1	102,000t	114,000t	126,000t	150,000t	税率	100円/kg			70円/kg	なし
	区分	6年目 (R5年度)	7年目 (6年度)	8年目 (7年度)	10,11年目 (9,10年度)	12年目 (11年度)以降																		
	従量税	数量※1	102,000t	114,000t	126,000t	150,000t																		
税率		100円/kg			70円/kg	なし																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>3～6年目 (R2～5年度)</th> <th>7～11年目 (6～10年度)</th> <th>12年目 (11年度)以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">従価税 (国別)</td> <td>数量※2</td> <td>116%</td> <td>119%</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>4.0～3.4%</td> <td>2.8～2.2%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						区分	3～6年目 (R2～5年度)	7～11年目 (6～10年度)	12年目 (11年度)以降	従価税 (国別)	数量※2	116%	119%	なし	税率	4.0～3.4%	2.8～2.2%							
区分	3～6年目 (R2～5年度)	7～11年目 (6～10年度)	12年目 (11年度)以降																					
従価税 (国別)	数量※2	116%	119%	なし																				
	税率	4.0～3.4%	2.8～2.2%																					
※1 TPP国からの低価格帯(399円/kg未満)の合計輸入数量																								
※2 過去3年間の輸入量の最高値に本割合を乗じた値																								

II. 国際貿易交渉

品目名		合意の概要																								
脱脂粉乳・バター		<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家貿易制度を維持した上で民間貿易によるTPP枠を設定 数量は最近の追加輸入量の範囲内 																								
		【TPP枠数量（生乳換算）】																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6年目 (R5年度)以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バター</td> <td>45,898t</td> </tr> <tr> <td>脱脂粉乳</td> <td>24,102t</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>70,000t</td> </tr> </tbody> </table>				区分	6年目 (R5年度)以降	バター	45,898t	脱脂粉乳	24,102t	合計	70,000t													
区分	6年目 (R5年度)以降																									
バター	45,898t																									
脱脂粉乳	24,102t																									
合計	70,000t																									
脱脂粉乳・バター		【TPP枠内税率】																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6年目 (R5年度)</th> <th>7年目 (6年度)</th> <th>8年目 (7年度)</th> <th>11年目 (10年度)以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バター</td> <td>35% +145円/kg</td> <td>35% +116円/kg</td> <td>35% + 87円/kg</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">脱脂粉乳</td> <td>無糖</td> <td>25% +65円/kg</td> <td>25% +52円/kg</td> <td>25% + 39円/kg</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>加糖</td> <td>35% +65円/kg</td> <td>35% +52円/kg</td> <td>35% + 39円/kg</td> <td>35%</td> </tr> </tbody> </table>				区分	6年目 (R5年度)	7年目 (6年度)	8年目 (7年度)	11年目 (10年度)以降	バター	35% +145円/kg	35% +116円/kg	35% + 87円/kg	35%	脱脂粉乳	無糖	25% +65円/kg	25% +52円/kg	25% + 39円/kg	25%	加糖	35% +65円/kg	35% +52円/kg	35% + 39円/kg	35%
		区分	6年目 (R5年度)	7年目 (6年度)	8年目 (7年度)	11年目 (10年度)以降																				
バター	35% +145円/kg	35% +116円/kg	35% + 87円/kg	35%																						
脱脂粉乳	無糖	25% +65円/kg	25% +52円/kg	25% + 39円/kg	25%																					
	加糖	35% +65円/kg	35% +52円/kg	35% + 39円/kg	35%																					
牛乳乳製品	ホエイ（たんぱく質含有量25〜45%）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 脱脂粉乳(たんぱく質含有量34%)と競合する可能性の高いホエイ(たんぱく質含有量25%~45%)について、最も長い21年目までの関税撤廃期間を確保 ○ 輸入急増に対するセーフガードを確保 																								
		【関税率】																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準税率</th> <th>6年目 (R5年度)</th> <th>7年目 (6年度)</th> <th>8年目 (7年度)</th> <th>21年目 (20年度)以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無糖</td> <td>29.8% +425円/kg</td> <td>18.7% +30円/kg</td> <td>17.5% +28円/kg</td> <td>16.2% +26円/kg</td> <td rowspan="2">無税</td> </tr> <tr> <td>加糖</td> <td>29.8% +425円/kg</td> <td>26.2% +30円/kg</td> <td>24.5% +28円/kg</td> <td>22.7% +26円/kg</td> </tr> </tbody> </table>				区分	基準税率	6年目 (R5年度)	7年目 (6年度)	8年目 (7年度)	21年目 (20年度)以降	無糖	29.8% +425円/kg	18.7% +30円/kg	17.5% +28円/kg	16.2% +26円/kg	無税	加糖	29.8% +425円/kg	26.2% +30円/kg	24.5% +28円/kg	22.7% +26円/kg				
区分	基準税率	6年目 (R5年度)	7年目 (6年度)	8年目 (7年度)	21年目 (20年度)以降																					
無糖	29.8% +425円/kg	18.7% +30円/kg	17.5% +28円/kg	16.2% +26円/kg	無税																					
加糖	29.8% +425円/kg	26.2% +30円/kg	24.5% +28円/kg	22.7% +26円/kg																						
チーズ		【セーフガード発動数量】																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6年目 (R5年度)</th> <th>7年目 (6年度)</th> <th>8年目 (7年度)</th> <th>20年目(19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td>5,889t</td> <td>6,167t</td> <td>6,444t</td> <td>16,250t (以降1,250t/年ずつ増)</td> </tr> </tbody> </table>				区分	6年目 (R5年度)	7年目 (6年度)	8年目 (7年度)	20年目(19年度)	数量	5,889t	6,167t	6,444t	16,250t (以降1,250t/年ずつ増)											
		区分	6年目 (R5年度)	7年目 (6年度)	8年目 (7年度)	20年目(19年度)																				
数量	5,889t	6,167t	6,444t	16,250t (以降1,250t/年ずつ増)																						
<ul style="list-style-type: none"> ○ モッツアレラ、カマンベール等は、現行関税(29.8%)を維持 ○ チェダー、ゴーダ、クリームチーズ等は16年目に関税撤廃 ○ プロセスチーズ原料用チーズの国産抱き合わせ無税の関税割当制度は維持 ・国産品の使用を条件に無税輸入(国産品：輸入品 = 1：2.5) 																										
チーズ		【関税率】チェダー、ゴーダ、クリームチーズ等																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準税率</th> <th>6年目 (R5年度)</th> <th>7年目 (6年度)</th> <th>8年目 (7年度)</th> <th>16年目 (15年度)以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税率</td> <td>29.8%</td> <td>18.6%</td> <td>16.7%</td> <td>14.9%</td> <td>無税</td> </tr> </tbody> </table>				区分	基準税率	6年目 (R5年度)	7年目 (6年度)	8年目 (7年度)	16年目 (15年度)以降	税率	29.8%	18.6%	16.7%	14.9%	無税									
区分	基準税率	6年目 (R5年度)	7年目 (6年度)	8年目 (7年度)	16年目 (15年度)以降																					
税率	29.8%	18.6%	16.7%	14.9%	無税																					

6 日EU・EPA

日EU・EPAは、平成25年(2013年)4月に交渉が開始され、29年(2017年)7月に大枠合意、同年12月に交渉妥結、30年(2018年)7月に署名し、31年(2019年)2月1日に協定が発効しました。

英国は令和2年(2020年)1月末にEUを離脱したことにより、移行期間を経て、同年12月末をもって同国に対する日EU・EPAの効力がなくなりました。

■ 農林水産品の日本側関税撤廃率（品目数ベース） 約82%

■ 日EU・EPA協定参加国（2024年2月現在）

ベルギー、ブルガリア、
チェコ、デンマーク、
ドイツ、エストニア、
アイルランド、
ギリシャ、スペイン、
フランス、クロアチア、
イタリア、キプロス、
ラトビア、リトアニア、
ルクセンブルク、
ハンガリー、マルタ、
オランダ、オーストリア、
ポーランド、
ポルトガル、ルーマニア、
スロベニア、スロバキア、
フィンランド、
スウェーデン
(27カ国)



※ 日EU・EPAの期間の設定

1年目：平成31年(2019年)2月1日～3月31日

2年目以降：各年の4月1日～3月31日

□ 日EU・EPAに基づく主な農産物の関税率等

■ 農畜産物の主な合意内容（日本への輸入）

品目名		合意の概要			
米		○ 米・米粉などの国家貿易品目や、原料に米を多く使用する米菓等の加工品・調製品等について、関税削減・撤廃等からの「除外」を確保し、現行の国境措置を維持			
小麦		○ 現行の国家貿易制度(無税+マークアップ(輸入差益：上限45.2円/kg))及び枠外税率(55円/kg)を維持 ○ ごく少量のEU枠(無税)を新設(国家貿易・SBS方式) ○ EU枠内のマークアップを9年目までに45%削減(TPPと同じ) <その他小麦を原料とする製品> ・パスタ：関税を段階的に削減 30円/kg(現行)→無税(11年目) ・小麦粉調製品等：関税割当枠(EU枠)を設定 16.2千t(現行)→21.6千t(6年目)[枠内無税] ・ビスケット等：関税を段階的に撤廃 13~20.4%(現行)→無税(6~11年目)			
甘味資源作物	砂糖	○ 現行の糖価調整制度を維持 ○ 粗糖・精製糖は、新商品開発用試験輸入枠(500t)を設定(無税・無調整金) ○ 加糖調製品は、品目ごとに関税割当枠(EU枠)を設定(11年目) 砂糖菓子・チョコレートなどの製品やココア調製品は、段階的に関税撤廃			
	でん粉	○ 現行の糖価調整制度及び枠外税率(119円/kg)を維持 ○ 近年の輸入実績相当の関税割当枠(EU枠)を設定 <table border="1" data-bbox="304 1193 718 1332"> <tr> <td>区分</td> <td>6年目 (R5年度)以降</td> </tr> <tr> <td>枠数量</td> <td>7,150 t</td> </tr> </table> ・枠内税率(糖化・化工でん粉用以外の馬鈴しょでん粉) 加工食品用等：25%(現行)→無税(即時) 片栗粉用等：25%(現行)→無税(国産馬鈴しょでん粉の購入を条件、即時)	区分	6年目 (R5年度)以降	枠数量
区分	6年目 (R5年度)以降				
枠数量	7,150 t				
牛肉		○ 長期の関税削減期間(16年)を確保 38.5%(基準税率)→22.5%(7年目・R6年度)→9.0%(16年目・15年度) ○ 輸入急増に対するセーフガードを確保 発動数量 48,167t(7年目・R6年度)→53,195t(16年目・15年度) 発動税率 30.0%(7年目・R6年度)→18%(15年目・14年度)			
豚肉		○ 差額関税制度を維持(分岐点価格524円/kgを維持) ○ 長期の関税削減期間(10年)を確保 ・安い部位：従量税(最大) 482円/kg(基準税率)→62円/kg(7年目・R6年度)→50円/kg(10年目・9年度) ・高い部位：従価税 4.3%(基準税率)→0.7%(7年目・R6年度)→無税(10年目以降・9年度) ○ 輸入急増に対するセーフガードを確保 ・発動基準数量(従量税削減部分) 7.98t(7年目・R6年度)→10.5万t(11年目・10年度) ※12年目(11年度)以降はセーフガード措置不可			

品目名		合意の概要																																	
脱脂粉乳・バター		<p>○ 国家貿易制度を維持した上で、民間貿易によるEU枠を設定 枠数量は、発効前3年間の追加輸入量の範囲内となるよう設定</p> <p>【EU枠数量、枠内税率】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>6年目 (R5年度)</th> <th>7年目 (6年度)</th> <th>8年目 (7年度)</th> <th>11年目 (10年度)以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>枠数量</td> <td>脱脂粉乳・バター (生乳換算)</td> <td colspan="4">15,000 t</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">枠内税率</td> <td>バター</td> <td>35% +145円/kg</td> <td>35% +116円/kg</td> <td>35% +87円/kg</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">脱脂粉乳</td> <td>無糖</td> <td>25% +65円/kg</td> <td>25% +52円/kg</td> <td>25% +39円/kg</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>加糖</td> <td>35% +65円/kg</td> <td>35% +52円/kg</td> <td>35% +39円/kg</td> <td>35%</td> </tr> </tbody> </table>					区分		6年目 (R5年度)	7年目 (6年度)	8年目 (7年度)	11年目 (10年度)以降	枠数量	脱脂粉乳・バター (生乳換算)	15,000 t				枠内税率	バター	35% +145円/kg	35% +116円/kg	35% +87円/kg	35%	脱脂粉乳	無糖	25% +65円/kg	25% +52円/kg	25% +39円/kg	25%	加糖	35% +65円/kg	35% +52円/kg	35% +39円/kg	35%
	区分		6年目 (R5年度)	7年目 (6年度)	8年目 (7年度)	11年目 (10年度)以降																													
	枠数量	脱脂粉乳・バター (生乳換算)	15,000 t																																
枠内税率	バター	35% +145円/kg	35% +116円/kg	35% +87円/kg	35%																														
	脱脂粉乳	無糖	25% +65円/kg	25% +52円/kg	25% +39円/kg	25%																													
		加糖	35% +65円/kg	35% +52円/kg	35% +39円/kg	35%																													
牛乳乳製品	ホエイ(たんぱく質含有量25〜45%)	<p>○ 脱脂粉乳と競合する可能性の高いホエイ(たんぱく質含有量25〜45%)について関税削減に留め、輸入急増に対するセーフガードを確保</p> <p>【関税率】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発効前</th> <th>6年目 (R5年度)</th> <th>7年目 (6年度)</th> <th>8年目 (7年度)</th> <th>11年目 (10年度)以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無糖</td> <td>29.8% +425円/kg</td> <td>16.3% +26円/kg</td> <td>14.5% +23.2円/kg</td> <td>12.8% +20.4円/kg</td> <td>7.5% +12円/kg</td> </tr> <tr> <td>加糖</td> <td>29.8% +425円/kg</td> <td>22.8% +26円/kg</td> <td>20.3% +23.2円/kg</td> <td>17.9% +20.4円/kg</td> <td>10.5% +12円/kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>【セーフガード発動数量】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6年目 (R5年度)</th> <th>7年目 (6年度)</th> <th>8年目 (7年度)</th> <th>20年目 (19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発動数量</td> <td>2,667t</td> <td>2,800t</td> <td>2,933t</td> <td>7,438t (以降573t/年ずつ増)</td> </tr> </tbody> </table>					区分	発効前	6年目 (R5年度)	7年目 (6年度)	8年目 (7年度)	11年目 (10年度)以降	無糖	29.8% +425円/kg	16.3% +26円/kg	14.5% +23.2円/kg	12.8% +20.4円/kg	7.5% +12円/kg	加糖	29.8% +425円/kg	22.8% +26円/kg	20.3% +23.2円/kg	17.9% +20.4円/kg	10.5% +12円/kg	区分	6年目 (R5年度)	7年目 (6年度)	8年目 (7年度)	20年目 (19年度)	発動数量	2,667t	2,800t	2,933t	7,438t (以降573t/年ずつ増)	
		区分	発効前	6年目 (R5年度)	7年目 (6年度)	8年目 (7年度)	11年目 (10年度)以降																												
		無糖	29.8% +425円/kg	16.3% +26円/kg	14.5% +23.2円/kg	12.8% +20.4円/kg	7.5% +12円/kg																												
加糖	29.8% +425円/kg	22.8% +26円/kg	20.3% +23.2円/kg	17.9% +20.4円/kg	10.5% +12円/kg																														
区分	6年目 (R5年度)	7年目 (6年度)	8年目 (7年度)	20年目 (19年度)																															
発動数量	2,667t	2,800t	2,933t	7,438t (以降573t/年ずつ増)																															
チーズ	<p>○ ソフト系チーズは横断的な関税割当とし、枠数量は国産の生産拡大と両立できる範囲に留め、枠外関税は現状維持</p> <p>○ ハード系チーズは、関税を段階的に撤廃</p> <p>○ プロセスチーズ原料用チーズの国産抱き合せ無税の関税割当制度は維持 ・国産品の使用を条件に無税輸入(国産品：輸入品 = 1：2.5)</p>																																		

II. 国際貿易交渉

品目名		合意の概要						
牛乳乳製品	チーズ	【ソフト系チーズの関税割当数量・枠内税率】						
		区分	基準税率	6年目 (R5年度)	7年目 (6年度)	8年目 (7年度)	16年目 (15年度)	
		枠数量 (生乳換算)	—	23,200t	23,900t	24,600t	31,000t	
		枠内税率	クリームチーズ、 モッツアレラ、 カマンベール等	29.8%	18.6%	16.8%	14.9%	無税
			粉チーズ (プロセス)	40.0%	25.0%	22.5%	20.0%	無税
			シュレッド	22.4%	14.0%	12.6%	11.2%	無税
		※ 17年目以降の枠数量は、国内消費動向を考慮して設定						
		【ハード系チーズの関税率】						
		区分	基準税率	6年目 (R5年度)	7年目 (6年度)	8年目 (7年度)	16年目 (15年度)以降	
		クリームチーズ、 チェダー、ゴータ等	29.8%	18.6%	16.8%	14.9%	無税	
粉チーズ(ナチュラル)	26.3%	16.4%	14.8%	13.2%	無税			

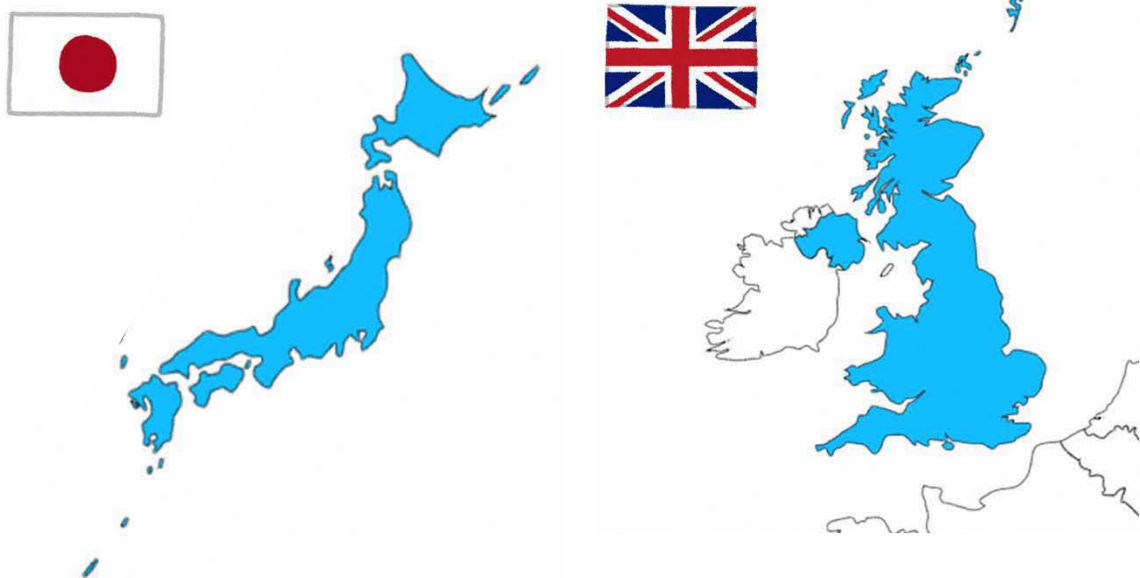
■ 農畜産物の主な合意内容（日本からの輸出）

品目名		合意の概要	
畜産物	○ 関税の撤廃		※EU向け輸出解禁に向けて協議中の品目
	品目	現行	1年目 (H31.2~4月)以降
	牛肉	12.8% + 141.4~304.1g/100kg	無税 (即時撤廃)
	豚肉※	46.7~86.9g/100kg	
	鶏肉	6.4%、18.7~102.4g/100kg	
	鶏卵	16.7~142.3g/100kg	
	チーズ	139.1~221.2g/100kg	
	バター	189.6g/100kg等	
	LL牛乳	22.7g/100kg	
脱脂粉乳	118.8g/100kg		
酒類 (日本酒)	○ 関税の撤廃		1年目 (H31.2~4月)以降
	製品容量	現行	無税 (即時撤廃)
	2ℓ未満	7.7g/100L	
2ℓ以上	5.76g/100L		

7 日英包括的経済連携協定(日英EPA)

英国は、EU加盟国として、平成31年(2019年)2月1日に発効した日EU・EPAによる貿易ルールが及んでいましたが、令和2年(2020年)1月末にEUを離脱しました。

EU離脱後の英国との日EU・EPAに代わる新たな貿易・投資の枠組みとして、2年(2020年)6月9日に日英EPAの交渉が開始され、同年9月11日に大筋合意、10月23日に署名し、3年(2021年)1月1日に協定が発効しました。



- ※ 日英EPAの期間の設定
- 1年目： 令和3年(2021年)1月1日～3月31日
(日EU・EPAの3年目)
- 2年目以降： 各年の4月1日～3月31日

□ 日英EPAに基づく主な農産物の関税率等

■ 農畜産物の主な合意内容（日本への輸入）

合意概要

- 日本側の関税については、日EU・EPAの範囲内で合意（P23～P26参照）
※日EU・EPAの3年目が日英EPAの1年目に相当
- 日EU・EPAで関税割当枠が設定されている25品目について、新たな英国枠は設けない

品目名	合意の概要
小麦・砂糖・でん粉 ソフト系チーズ	○ 英国向けの関税割当は新たに設けないが、ソフト系チーズや一部の調製品について、日EU・EPAで設定された関税割当の未利用分が生じた場合に限り、当該未利用分の範囲内で、事後的に日EU・EPAの関税割当と同じ税率を適用する仕組みを設ける。また、必要に応じて本仕組みの運用改善について、日英間で協議を行う。
脱脂粉乳・バター	○ EUに対しての枠数量はあるが、英国向けの関税割当は新たに設けない

- 日EU・EPAでセーフガードが設定されている品目について、日EU・EPAの下で同じ内容のセーフガードを措置

品目名	合意概要
牛肉・豚肉・ホエイ	○ 数量セーフガードについては、英国とEUからの合計輸入数量が、日EU・EPAと同じ発動基準数量に達した場合に、英国に対して発動。

- その他の農林水産品についても、日EU・EPAと同じ内容を維持
協定発効時から日英双方が、相手国に対して日EU・EPAと同じ税率を適用

■ 農畜産物の主な合意内容（日本からの輸出）

合意概要

- 英国側の関税については、牛肉、茶、水産物など主要な輸出関心品目について、関税撤廃を獲得した日EU・EPAの内容を維持（P26参照）
協定発効時から日英双方が、相手国に対して日EU・EPAと同じ税率を適用

8 日米貿易協定

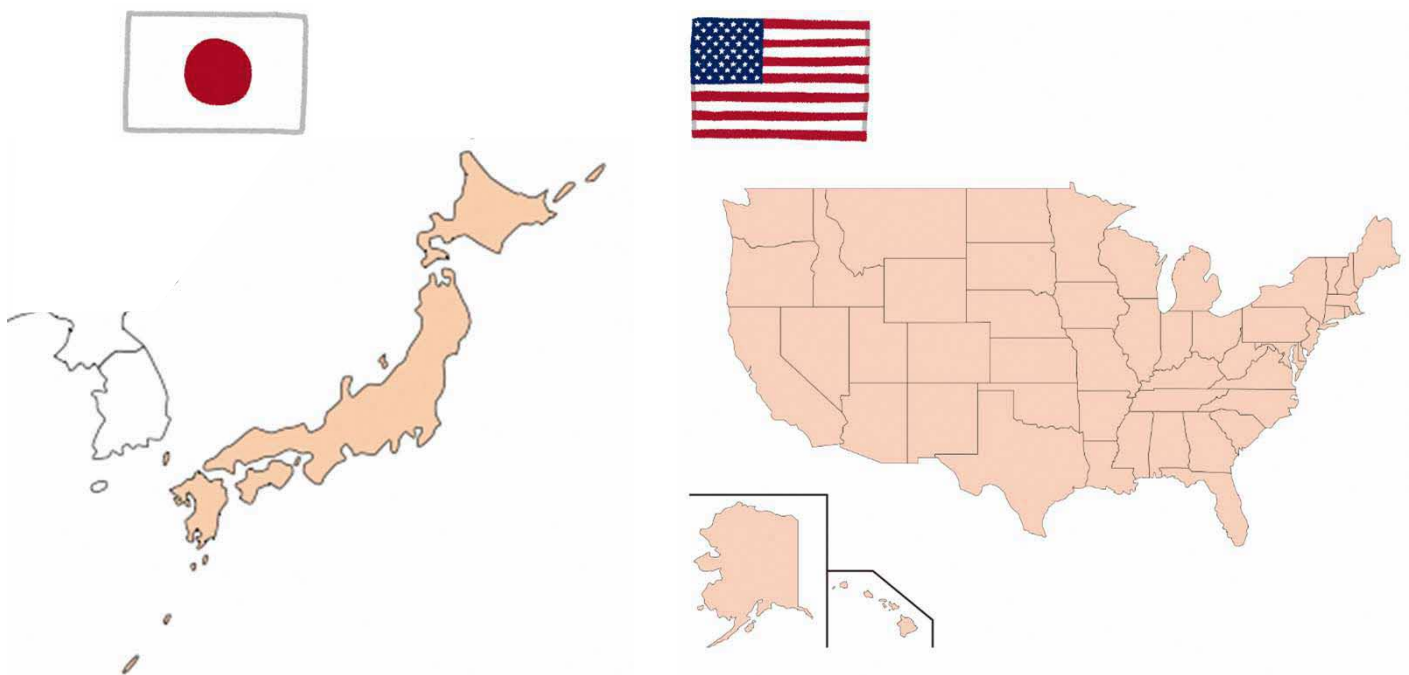
米国が平成29年(2017年)1月にTPPからの離脱を表明した後、30年(2018年)9月の日米首脳会談で発表された共同声明において、交渉開始について一致したことを受け、31年(2019年)4月から交渉が始まりました。

約半年間にわたる交渉を行い、令和元年(2019年)9月に最終合意を確認し、同年10月に署名し、2年(2020年)1月1日に協定が発効しました。

協定発効後4か月以内に交渉分野に関する協議を終えることを合意しているものの、その後の新型コロナウイルスの感染拡大や、米国の政権交代等により見通しが立たない状況にあります。日本は追加交渉となった場合でも、農林水産品については交渉の対象に想定していないとの立場です。

■ 農林水産品の日本側関税撤廃率（品目数ベース）

約37%



※ 日米貿易協定の期間の設定

1年目：令和2年(2020年)1月1日～3月31日

2年目以降：各年の4月1日～3月31日

□ 日米貿易協定に基づく主な農産物の関税率等

■ 農畜産物の主な合意内容（日本への輸入）

品目名		合意の概要						
小麦		<ul style="list-style-type: none"> ○ TPPと同内容でマークアップを削減（現行の国家貿易制度(無税+マークアップ(上限45.2円/kg))並びに枠外税率(55円/kg)を維持) ○ 既存のWTO枠（574万t）に加え、TPPと同内容の米国枠を設定 						
		区分	6年目(R6年度)以降					
		米国枠	150,000t					
		枠内マークアップ	11.1円(8年目以降:9.4円)					
甘味資源 作物	砂糖	<ul style="list-style-type: none"> ○ 粗糖・精製糖、コア調製品等、チョコレート菓子は除外（米国枠も設けない） ○ 砂糖、・異性化糖混合糖、異性化糖は、TPPと同内容 						
	でん粉	○ TPPと同内容						
牛肉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関税削減はTPPと同内容であり、セーフガード付きで長期の関税削減期間を確保 ○ セーフガード発動基準数量は、2020年度(R2年度)24.2万トン 以後、TPPの発動基準と同様に増加し、2033年度(R15年度)29.3万トン ○ 2023年度(R5年度)以降については、CPTPPが修正されていれば、米国とCPTPP発効国からの輸入を含むTPP全体の発動基準に移行する方向で協議することに日米間で合意 							
	【関税率】							
		区分	基準税率	5年目 (R5年度)	6年目 (6年度)	7年目 (7年度)	15年目 (15年度)以降	
		税率	38.5%	23.3%	22.5%	21.6%	9%	
	【セーフガード発動数量・税率】							
		区分	5年目 (R5年度)	6年目 (6年度)	7年目 (7年度)	15年目 (15年度)以降		
		発動数量	256,520t	261,360t	266,200t	292,820t (以降4,840t/年ずつ増)		
		税率	30.0%				前年SG無:17.0% " 有:18.0%	
	<p>※10～14年目までは四半期ごとの発動数量も設定 15年目及びその後の各年 ①前年SGなし:前年-1.0% ②前年SGあり:前年と同じ 15年目以降、4年間連続で発動されない場合にはセーフガードは終了</p> <p>※ R5年(2023年)1月1日に日米貿易協定改正議定書が発効し、次の①～③の全てを満たすことがセーフガード発動の条件となった</p> <p>①米国の輸入量が発動数量を超過 ②米国及びCPTPP締約国からの合計輸入量がCPTPPのセーフガード発動数量を超過 ③米国の輸入量が前年度実績を超過(4年目から9年目まで)</p>							

品目名		合意の概要					
豚肉	<ul style="list-style-type: none"> ○ TPPと同内容で差額関税制度と分岐点価格(524円/kg)を維持し、セーフガード付きで長期の関税削減期間(10年)を確保 ○ 従量税部分のセーフガードは、米国とTPP11発効国からの輸入を含むTPP全体の発動基準数量とし、2022年度(R4年度)9.0万トン、以後、TPPの発動基準数量と同様に増加し、2027年度(R9年度)15.0万トン 						
	【関税率】						
	区分		基準税率	5年目 (R5年度)	6年目 (6年度)	7年目 (7年度)	9年目 (9年度)以降
	従量税(最大) [安い部位]		482円/kg	66円/kg	62円/kg	58円/kg	50円/kg
	従量税 [高い部位]		4.3%	0.9%	0.7%	0.4%	無税
	【セーフガード発動数量・税率】						
	区分		R5年目 (5年度)	6年目 (6年度)	7年目 (7年度)	9、10年目 (9、10年度)	11年目 (11年度) 以降
	従量税	数量 ※1	102,000t	114,000 t	126,000 t	150,000t	なし
		税率	100円/kg			70円/kg	-
	区分		3~5年目 (R3~5年度)	6~8年目 (6~8年度)	9、10年目 (9、10年度)	11年目 (11年度) 以降	
従価税	数量	116% ※2	119% ※2		なし		
	税率	3.4%	2.8%	2.2%	-		
※1 低価格帯(399円/kg未満)の合計輸入数量							
※2 過去3年間の輸入量の最高値に本割合を乗じた値							
牛乳乳製品	脱脂粉乳・バター	<ul style="list-style-type: none"> ○ TPPではTPP枠が設けられたが、新たな米国枠は設けない ○ 脱脂粉乳について、既存のWTO枠(国家貿易・生乳換算13.7万t)の枠内に、内数としてたんぱく質含有量(無脂乳固形分中)35%以上の規格基準の輸入枠750t(生乳換算0.5万t)を設定 					

II. 国際貿易交渉

品目名		合意の概要					
牛乳乳製品	ホエイ (たんぱく質含有量 25〜45%)	○ TPPと同内容で、脱脂粉乳と競合する可能性の高いホエイ(たんぱく質含有量25〜45%)について、セーフガード付きで長期の関税撤廃期間を確保					
		【関税率】					
		区分	基準税率	5年目 (R5年度)	6年目 (6年度)	7年目 (7年度)	20年目 (20年度)以降
		無糖	29.8% +425円/kg	18.7% +30円/kg	17.5% +28円/kg	16.2% +26円/kg	無税
加糖	29.8% +425円/kg	26.2% +30円/kg	24.5% +28円/kg	22.7% +26円/kg			
【セーフガード発動数量】							
区分	5年目 (R5年度)	6年目 (6年度)	7年目 (7年度)	19年目 (19年度)			
数量	5,889t	6,167t	6,444t	16,250t (以降1,250t/年ずつ増)			
※ 1〜4年目の発動数量は、米国からの輸入量 5年目以降の発動数量は、米国とCPTPP発効国からの輸入量の合計							
チーズ	○ TPPと同内容						
	○ TPPでは、シュレッドチーズ原料用フレッシュチーズについてTPP枠が設けられたが、新たな米国枠は設けない						
	【関税率】チェダー、ゴーダ、クリームチーズ等						
区分	基準税率	5年目 (R5年度)	6年目 (6年度)	7年目 (7年度)	15年目 (15年度)以降		
税率	29.8%	18.6%	16.7%	14.9%	無税		

■ 農畜産物の主な合意内容（日本からの輸出）

品目名	合意の概要
牛肉	○ 現行の日本枠200tと複数国枠64,805tを合わせた65,005tの複数国枠へのアクセスを確保
ながいも (冷蔵)	○ 段階的に3年目に50%関税削減 基準税率 6.4% → 3年目(R3年度) 3.2%

9 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定

RCEPは、平成24年(2012年)11月に交渉立上げを宣言し、25年(2013年)5月から交渉が始まり、令和2年(2020年)11月の第4回RCEP首脳会議の機会に署名。令和4年(2022)年1月1日に日本のほか9か国(ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、豪州、中国、ニュージーランド)で発効し、その後、韓国、マレーシア、インドネシア、フィリピンで発効しました。

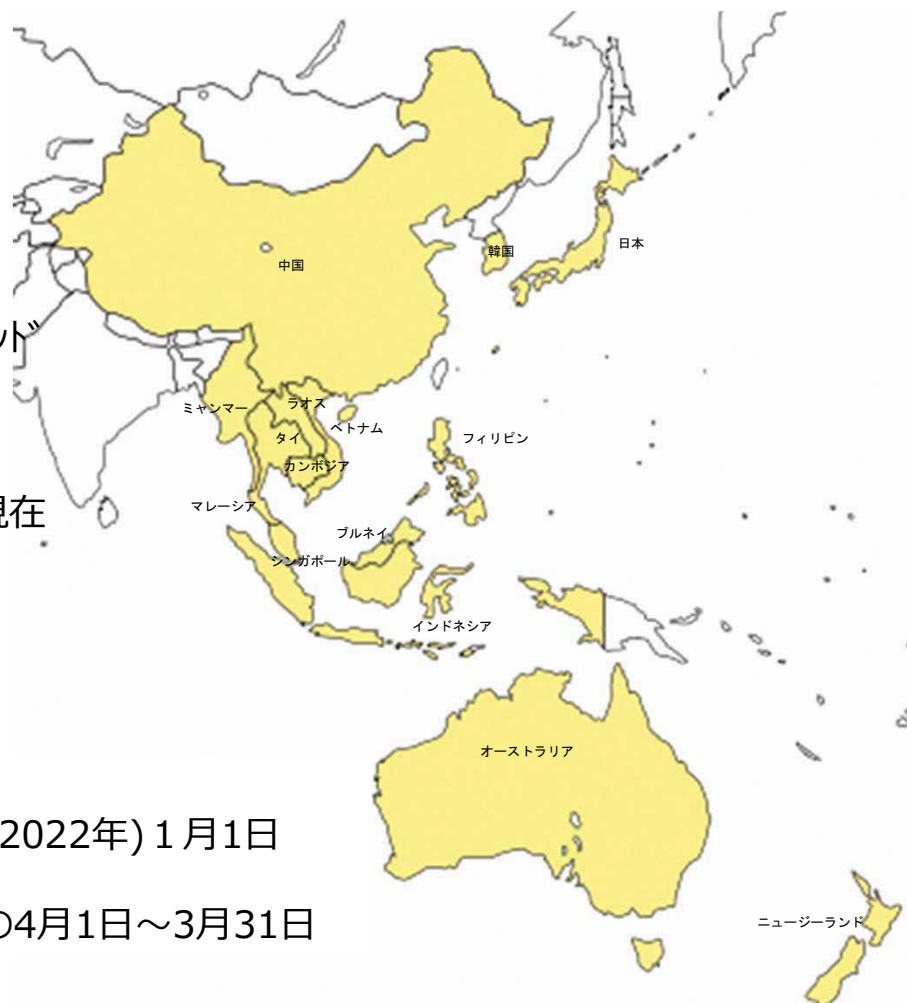
■ 農林水産品の日本側関税撤廃率（品目数ベース）

対ASEAN・豪州・ニュージーランド：61%、対中国：56%
対韓国：49%

■ RCEP協定参加国（2024年2月現在）

ASEAN 10カ国

(ブルネイ、カンボジア、
インドネシア、ラオス、
マレーシア、ミャンマー、
フィリピン、シンガポール、
タイ、ベトナム)、中国、
韓国、豪州、ニュージーランド
日本)



※下線は2024年2月現在
発効していない国

※ RCEPの期間の設定

1年目：令和4年(2022年)1月1日
～3月31日
2年目以降：各年の4月1日～3月31日

□ RCEP協定に基づく主な農産物の関税率等

■ 農畜産物の主な合意内容（日本への輸入）

品目名	対象国	合意の概要
米、小麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物、鶏肉・鶏肉調製品	全ての参加国	関税削減・撤廃から除外
野菜・果樹等	中国	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産者団体が加工・業務用で国産品の巻き返しを図りたいとする多くの品目を関税削減・撤廃から除外 (例) たまねぎ、ねぎ、にんじん、冷凍ブロッコリー等 ○ 国産品だけで国内需要を賄うことが難しいものや、国産品と棲み分けができているものは長期の撤廃期間を確保 (例) 冷凍した野菜調製品（冷凍惣菜）、乾燥野菜（インスタント向けフリーズドライの具材）、朝鮮人参等
	韓国	○ 野菜について基本的に関税削減・撤廃から除外する等、对中国以上の品目を関税削減・撤廃から除外
	ASEAN・豪州・ニュージーランド	○ TPP、日EU・EPAよりも大幅に低く、既結EPAの範囲内の水準

■ 農畜産物の主な合意内容（日本からの輸出）

対象国	品目	現在の関税率	合意内容
中国	パックご飯等、米菓	10%	21年目撤廃
	ソース混合調味料、醤油	12%	21年目撤廃
	チョコレート菓子	8%、10%	11年目又は16年目撤廃
	切り花	10%、23%	11年目又は21年目撤廃
	清酒	40%	21年目撤廃
韓国	キャンディー	8%	10年目撤廃
	板チョコレート	8%	即時撤廃又は10年目撤廃
	清酒	15%	15年目撤廃
インドネシア	牛肉	5%	即時撤廃又は15年目撤廃
	醤油	5%	10年目撤廃

10 影響と対策 ①

国は、平成29年(2017年)にCPTPP、日EU・EPA、令和元年(2019年)に日米貿易協定に関する農林水産物の生産額への影響の試算結果を公表し、農畜産物ではCPTPPで約616～約1,103億円、日EU・EPAで約397～約686億円、日米貿易協定では約603～約1,096億円の生産減少額が生じると試算しました。

また、道においても国の算出方法に即して農林水産物への影響の試算結果を公表し、農畜産物ではCPTPPで約293～約470億円、日EU・EPAで約198～約299億円、日米貿易協定では約235～約371億円の生産減少額が生じると試算しました。

いずれの試算においても、関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、体質強化対策や経営安定対策などの国内対策により、今後とも生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込んでいます。

■ CPTPPによる農畜産物の生産額への影響

(単位：億円)

品目	生産減少額(試算)		
	全国	北海道	割合
米	0	0	—
小麦	29～65	19～43	66%
砂糖	48	36	75%
でん粉	0	0	—
小豆	0	0	—
いんげん	0	0	—
加工用トマト	—	—	—
りんご	4～8	0.1～0.2	2%
牛肉	200～399	47～94	24%
豚肉	124～248	9～17	7%
牛乳乳製品	199～314	182～280	89～91%
鶏肉	—	—	—
鶏卵	—	—	—
その他(6品目)	12～21	—	—
農畜産物 計	616～1,103	293～470	43～48%

■ 日EU・EPAによる農畜産物の生産額への影響

(単位：億円)

品目	生産減少額（試算）		
	全国	北海道	割合
小麦	0	0	－
砂糖	33	25	76%
でん粉	9	9	100%
小豆	－	－	－
いんげん	－	－	－
加工用トマト	1	0	0%
りんご	3～5	0.1～0.2	2～3%
牛肉	94～188	32～65	34～35%
豚肉	118～236	8～16	7%
牛乳乳製品	134～203	124～184	91～93%
鶏肉	－	－	－
鶏卵	4～8	0.2～0.3	4～5%
その他(6品目)	1～3	－	－
農畜産物計	397～686	198～299	44～50%

■ 日米貿易協定による農畜産物の生産額への影響

(単位：億円)

品目	生産減少額（試算）		
	全国	北海道	割合
米	除外	除外	－
小麦	34	22	65%
砂糖	0	0	－
でん粉	0.5	0.5	100%
小豆	0	0	－
いんげん	0	0	－
加工用トマト	0	0	－
りんご	2～5	0.06～0.1	2～3%
牛肉	237～474	53～106	22%
豚肉	109～217	8～15	7%
牛乳乳製品	161～246	149～223	91～93%
鶏肉	16～32	1～2	6%
鶏卵	24～48	1～2	4%
その他(6品目)	20～40	－	－
農畜産物計	603～1,096	235～371	34～39%

資料：北海道「TPP11及び日EU・EPAによる北海道への影響について」(平成30年(2018年)2月)、
北海道「日米貿易協定による北海道への影響について」(令和元年(2019年)11月)

11 影響と対策 ②

本道農業が、安全・安心で良質な農畜産物の安定供給や、地域の基幹産業としての役割を一層発揮していくためには、いかなる国際環境下においても、生産者の方々が将来に希望を持ち、安心して経営に取り組んでいくことが何よりも重要です。

国は、12か国によるTPP協定の大筋合意を受けて平成27年(2015年)11月25日に策定した「総合的なTPP等関連政策大綱」を、その後の国際貿易協定の合意に対応して逐次改定しており、現行の「総合的なTPP等関連政策大綱」はRCEPの合意等を踏まえて令和2年(2020年)12月8日に改訂され、体質強化対策や経営安定対策を大きな柱としています。

道としては、TPP等の本道農業への影響について継続的に把握していくとともに、国の施策などを活用し、生産基盤の整備、米や牛肉等の国内外の販路拡大など、本道農業の競争力強化に向けて取り組んでいきます。

■ 総合的なTPP等関連政策大綱に基づく農業分野の対策

1 強い農林水産業の構築（体質強化対策）

- **次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成**
 - ・ 就職氷河期世代を含む幅広い世代の新規就業者の就農準備への支援や地域における受入体制の充実とともに、担い手の農業用機械・施設の導入を支援
 - ・ 農地の集積・集約化及び大区画化により担い手の生産コスト引下げを推進
 - ・ 中山間地域における所得の確保や生産性向上のため、基盤整備と生産・販売施設等の整備を総合的に支援
- **マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備**
 - ・ 「農林水産物・食品の輸出拡大戦略」(令和2年12月策定)に基づく官民一体となった海外での販売力の強化 など
 - ・ 日本の食文化の普及による農林水産物・食品の市場拡大の取組への支援
- **国際競争力のある産地イノベーションの促進**
 - ・ ロボット・AI・IoT等の先端技術を活用したスマート農業を現場に導入・実証し、スマート農業の社会実装を加速化
 - ・ 農業者等が行う高性能機械・施設の導入や栽培体系の転換等を総合的に支援
 - ・ 加工食品や外食・中食向け原料の国産への切り替え及び海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、全国産地の生産基盤強化・継承、堆肥の活用による土づくり等を支援

II. 国際貿易交渉

○ 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

- ・ 肉用牛・酪農経営の増頭・増産を図るため、繁殖雌牛・乳用後継牛の増頭に向けた「増頭奨励金」の交付、公共牧場・試験場等での繁殖雌牛の導入や施設等の整備、和牛受精卵の増産・利用の促進、国産チーズの競争力強化等を支援
- ・ 増頭・増産を支える環境整備を図るため、畜産クラスター事業の要件を見直すとともに、後継者不在の家族経営からの経営資源の継承、家畜排せつ物処理の円滑化と土づくりを支援
- ・ 生産現場と結びついた流通改革を推進するため、家畜市場・食肉処理施設の再編整備を支援
- ・ 畜産クラスター事業等による体質強化、自給飼料の増産、加工施設の再編合理化によるコスト縮減の取組等を支援

2 経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

○ 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物の経営安定・安定供給のための対策を継続

- ・ 国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買入れ
- ・ 国産麦の安定供給を図るため、引き続き経営所得安定対策を着実に実施
- ・ パスタ、菓子製造等の経営改善を特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく支援措置により促進
- ・ 法制化し、補填率を上げた牛・豚マルキンの両交付金制度を、引き続き、適切に実施
- ・ 経営の実情に即して肉用子牛保証基準価格を引き上げた肉用子牛生産者補給金制度を適切に実施
- ・ 液状乳製品を追加し、補給金単価を一本化した加工原料乳生産者補給金制度を着実に実施
- ・ 加糖調整品から調整金を徴収し、砂糖の競争力強化を図るとともに、着実に経営安定対策を実施

3 知的財産権の保護の推進

○ 地理的表示（GI）関係

- ・ 地理的表示の登録を進めるとともに、海外において我が国農林水産物等の名称保護を図り、侵害行為に適切に対応

○ 植物新品種・和牛遺伝資源保護関係

- ・ 優良な植物新品種について、改正種苗法に基づく措置により海外流出の防止を図るとともに、海外における品種登録を促進
- ・ 和牛遺伝資源について流通管理対策の実施及び知的財産的価値の保護を推進

資料：「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和2年（2020年）12月）、農林水産省「総合的なTPP等関連政策大綱に基づく農林水産分野の対策」（令和2年（2020年）2月）から作成



お問い合わせ先 北海道農政部農政課政策調整係

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

T E L : 011-204-5376 (直通) F A X : 011-232-4126